

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 神奈川県  
（氏名） A

上記被審人に対する令和3年度（判）第10号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金27万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和4年5月11日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和4年3月10日

金融庁長官 中島 淳一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、砂糖その他の糖類の製造販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」という。）に上場されている日本甜菜製糖株式会社（以下「日本甜菜」という。）の役員であった者であるが、砂糖の製造、精製、加工及び販売等を目的とし、その発行する株式が東証一部に上場されている三井製糖株式会社（令和3年4月1日にDM三井製糖ホールディングス株式会社に商号変更。以下「三井製糖」という。）と、日本甜菜株式の取得を伴う業務上の提携に係る契約の締結の交渉に関し、三井製糖の業務執行を決定する機関が、日本甜菜と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を、令和元年7月17日に知りながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた令和2年3月25日より前の令和2年1月20日から同年2月28日までの間、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所等において、自己の計算において、三井製糖株式合計1000株を買付価額合計194万9490円で買い付けたものである。

2 法令の適用

令和元年法律第71号による改正前の金融商品取引法第175条第1項第2号、第166条第1項第4号、第2項第1号ヨ、第176条第2項、令和3年政令第21号による改正前の金融商品取引法施行令第28条第1号

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(2,223円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(2,223円×1,000株)

－ (1,904.9円×100株+1,905円×400株+1,906円×200株  
+1,978円×100株+1,979円×100株+2,201円×100株)  
＝ 273,510円

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、270,000円となる。